

第4章 準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 簡易的環境影響評価の項目

4.1.1 環境に対する影響要因の抽出

本事業の実施により準対象事業実施区域及びその周囲の環境に影響を及ぼすおそれがある要因（以下、「影響要因」という）となることが想定される行為は、表 4.1.1-1 に示すとおりである。

三重県環境影響評価条例技術指針（平成 11 年 5 月 25 日、三重県告示第 274 号）（以下、「技術指針」という）の第 5 に基づき、実施予定の行為の内容に鑑みて該当の有無を検討した結果、工事の実施に係る影響要因としては、「重機の稼働」、「資材の運搬」、「樹木の伐採・処理」、「土地の造成」、「工作物の建設」、「既存工作物の改修・撤去」、「廃棄物の発生・処理」が、施設の供用に係る影響要因としては、「工作物の供用・稼働」、「廃棄物の発生・処理」が抽出された。

表 4.1.1-1 環境に対する影響要因

| 影響要因の区分 | 細区分 | 該当 | 行為の内容 |
|---------|-------------|-----------------------------|---|
| 工事の実施 | 重機の稼働 | ○ | 用地造成に伴って、バックホウ、ブルドーザー等の重機の稼働が想定される。 |
| | 資材の運搬 | ○ | 関連施設の建築等に伴って、運搬車両の発生が想定される。 |
| | 樹木の伐採・処理 | ○ | 用地造成に伴って、準対象事業実施区域内の樹木の伐採が想定される。 |
| | 土地の造成 | ○ | 関連施設等の新設に伴う土地造成が想定される。 |
| | 発破 | × | 本事業で用いられる工法において、発破を行う予定はないため除外した。 |
| | 地盤改良 | × | 本事業で用いられる工法において、地盤改良を行う予定はないため除外した。 |
| | 工作物の建設 | ○ | 関連施設等の建設が想定される。 |
| | 既存工作物の改修・撤去 | ○ | 改変に伴って、既設舗装路等の撤去が想定される。 |
| | 工事用道路等の建設 | × | 工事関係車両等はすべて既存の公道及び私道を利用して出入りすることから、工事用道路等の建設の予定はないため除外した。 |
| | 土砂の採取 | × | 本事業において土砂の採取を行う予定はないため除外した。 |
| | 廃棄物の発生・処理等 | ○ | 改変に伴って、既設舗装路からのアスファルトガラや伐採樹木の発生が想定される。 |
| 施設の供用 | 造成地の存在 | × | 既設のゴルフ場の地形を大きく変更しないため、除外した。 |
| | 工作物の存在 | × | 関連施設等新設工作物が存在するが、大規模ないし高層の建築物ではなく、準対象事業実施区域の一部に限定的に存在するのみであるため除外した。 |
| | 土地の利用 | × | 準対象事業実施区域はゴルフ場として既に人為的な改変を受けた土地であり、引き続き人工改変地である性質は変化しないため除外した。 |
| | 工作物の供用・稼働 | ○ | 厩舎及び関連施設等の使用が想定される。 |
| | 発生車両の走行 | × | 供用に伴って発生する関係車両台数は限定的であり、施設への主要なアクセスルートである国道306号の交通量へ与える影響は軽微と考えられるため除外した。 |
| | 物質の使用・排出 | × | 施設の供用に伴って、人の健康に有害な物質の使用・排出は想定されないため除外した。 |
| | 廃棄物の発生・処理 | ○ | 競走馬の糞尿を含んだ敷き藁、治療に用いる注射器等の発生が想定される。 |
| | 取水用水 | × | 施設の供用に伴う水の供給は、上水道及び既設ゴルフ場で利用されている水源を用いることから、新たな取水は生じないため除外した。 |
| | エネルギーの使用 | × | 施設の供用に伴って、石油・重油等を利用する設備はなく、関連施設等での一般的な電気利用が想定されるのみであるため除外した。 |
| 緑化 | × | 既設のゴルフ場の植生を大きく変更しないため、除外した。 | |

注1: は抽出された影響要因を表す。

4.1.2 簡易的環境影響評価の項目の選定

準対象事業に係る簡易的環境影響評価の項目は、表 4.1.2-1 に示すとおりである。

技術指針の第5に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえ、影響要因ごとに影響の及ぶおそれのある環境の要素（以下、「環境要素」という）を検討した結果、「大気質」、「悪臭」、「騒音」、「振動」、「水質（地下水の水質を除く）」、「陸生動物」、「陸生植物」、「水生生物」、「生態系」、「廃棄物等」及び「温室効果ガス等」が選定された。

表 4.1.2-1(1) 簡易的環境影響評価の項目

| 環境要素の区分 | | | 影響要因の区分 | | 工事の実施 | | | | | | | | 施設の供用 | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--------|-------------------|---------------------------------------|--|-------|-------|----------|-------|----|------|--------|-------------|-----------|-------|-----------|--------|--------|-------|-----------|---------|----------|----------|------|----------|----|--|--|
| | | | | | 重機の稼働 | 資材の運搬 | 樹木の伐採・処理 | 土地の造成 | 発破 | 地盤改良 | 工作物の建設 | 既存工作物の改修・撤去 | 工事用道路等の建設 | 土砂の採取 | 廃棄物の発生・処理 | 造成地の存在 | 工作物の存在 | 土地の利用 | 工作物の供用・稼働 | 発生車両の走行 | 物質の使用・排出 | 廃棄物の発生処理 | 取水用水 | エネルギーの使用 | 緑化 | | |
| 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 大気環境 | 大気質 | 環境基準項目 | 二酸化いおう (SO ₂) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 一酸化炭素 (CO) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 浮遊粒子状物質 (SPM) | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 二酸化窒素 (NO ₂) | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 光化学オキシダント | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、イソキシソ類 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 微小粒子状物質 (PM _{2.5}) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 大防法規制対象物質・指定物質 | 有害物質等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 粉じん等 | | ○ | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 気温 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 騒音 | 騒音 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 振動 | 振動 | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 低周波音 | 低周波音 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 悪臭 | 特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | | | |
| | 水環境 | 水質(地下水の水質を除く) | 環境基準項目 | 水素イオン濃度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 水の汚れ(生物化学的酸素要求量等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| | | | | 溶存酸素 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 全窒素、全燐 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | |
| | | | | 健康項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 排水基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 要監視項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水質基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水道水質基準監視項目、快適水質項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 有害物質等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 濁り(浮遊物質量) | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 塩分(塩化物イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | ○ | | | |
| | | 水底の底質 | 環境基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 排水基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 要監視項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水底土砂の判定基準 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 環境基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地下水の水質及び水位 | 排水基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 要監視項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水質基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 水道水質基準監視項目、快適水質項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 塩分(塩化物イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度、水位等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 環境基準項目 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他の環境 | 地形及び地質 | 地形及び地質 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 重要な地形及び地質 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地の安定性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地盤 | | 地盤沈下量 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土壌 | | 環境基準項目(土対法) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 有害物質 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 日照障害 | | 日影時間及び日影範囲 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 電波障害 | | 電波の受信の状況 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注1: [] は前項で抽出された影響要因及びそれにより影響の及ぶおそれのある環境要素を表す。
 注2: 「○」は、簡易的環境影響評価の項目として選定したことを示す。

表 4.1.2-1(2) 簡易的環境影響評価の項目

| 影響要因の区分 環境要素の区分 | | | 工事の実施 | | | | | | | | | | 施設の供用 | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|---|-------|-------|----------|-------|----|------|--------|-------------|-----------|-------|-----------|--------|--------|-------|-----------|---------|----------|----------|------|----------|----|--|
| | | | 重機の稼働 | 資材の運搬 | 樹木の伐採・処理 | 土地の造成 | 発破 | 地盤改良 | 工作物の建設 | 既存工作物の改修・撤去 | 工事用道路等の建設 | 土砂の採取 | 廃棄物の発生・処理 | 造成地の存在 | 工作物の存在 | 土地の利用 | 工作物の供用・稼働 | 発生車両の走行 | 物質の使用・排出 | 廃棄物の発生処理 | 取水用水 | エネルギーの使用 | 緑化 | |
| 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 陸生動物 | 動物相、重要な種及び注目種べき生息地 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | 陸生植物 | 植物相、植生、重要な種及び群落 | | | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | 水生生物 | 動物相及び植物相、重要な種、注目すべき生息地並びに重要な群落 | | | | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| | 生態系 | 地域を特徴づける生態系 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | |
| 人と自然との豊かな触れ合い、歴史的文化的な遺産の保全及び良好な景観の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素 | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 歴史的文化的な遺産 | 史跡、名称、天然記念物及びこれに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地を呼び可能性のある場所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 景観 | 主要な眺望点、景観資源および主要な眺望景観 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素 | 廃棄物等 | 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物 | | | ○ | | | | | ○ | ○ | | ○ | | | | | | ○ | | | | | |
| | 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | オゾン層保護法規制対象物質 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般環境中の放射性物質 | 放射線の量 | 放射性物質濃度、空間線量率等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注1：□は前項で抽出された影響要因及びそれにより影響の及ぶおそれのある環境要素を表す。

注2：「○」は、簡易的環境影響評価の項目として選定したことを示す。

4.1.3 簡易的環境影響評価項目の選定の理由

簡易的環境影響評価の項目の選定理由及び除外理由は、表4.1.3-1に示すとおりである。

表4.1.3-1(1) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

| 影響要因 | 環境要素 | | 検討結果 | 選定理由及び除外理由 | |
|-------|------|--------|-----------------------------------|--|--|
| 工事の実施 | 大気 | 環境基準項目 | 二酸化いおう | × | 三重県内で実施されている大気環境測定結果によると、近年は全ての測定局で二酸化硫黄の環境基準に適合している状況が確認されている。工事中に使用する重機及び資材運搬車両の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）」に基づき規制が図られている。これらのことから、工事中に排出される二酸化硫黄は少なく、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 |
| | | | 二酸化窒素 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中に使用される重機等の稼働及び土砂運搬等発生車両により排出される二酸化窒素については、近傍集落及び車両通行ルート沿道への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | | 浮遊粒子状物質 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中に使用される重機等の稼働及び土砂運搬等発生車両により排出される浮遊粒子状物質については、近傍集落及び車両通行ルート沿道への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | | 微小粒子状物質（PM2.5） | × | 微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響の不明な部分が多く、予測評価の手法についても一般的な手法が確立されていないため、項目から除外した。 |
| | | | 一酸化炭素 | × | 工事中に使用する重機及び資材運搬車両により発生する可能性がある有害物質等としては、一酸化炭素、ベンゼン、炭化水素及び鉛化合物があげられるが、これらの物質のうち、ベンゼン及び鉛化合物は「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の許容限度（平成7年環境庁告示第64号）」に基づき、一酸化炭素及び炭化水素は「自動車排ガスの量の許容限度（昭和51年環境庁告示第1号）」及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）」に基づきそれぞれ規制が図られている。また使用する重機及び車両には、できる限り低公害型のもを採用する。これらのことから、工事中に排出される上記物質は少なく、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 |
| | | | 光化学オキシダント | × | |
| | | | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン | × | |
| | | | ダイオキシン類 | × | |
| | | | 大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質（有害物質等） | × | |
| | | | 粉じん等 | ○ | 工事中に使用される重機等の稼働による粉じんの発生については、環境影響が想定されるため、項目として選定した。但し、工事車両については使用台数が少ないため、項目から除外した。 |
| | 騒音 | 騒音 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中に使用される重機等の稼働及び資材運搬車両により発生する騒音については、近傍集落及び車両走行ルート沿道への影響が想定されるため、項目として選定した。 | |
| | 振動 | 振動 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中に使用される重機等の稼働及び資材運搬車両により発生する振動については、近傍集落及び車両走行ルート沿道への影響が想定されるため、項目として選定した。 | |

表 4.1.3-1(2) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

| 影響要因 | 環境要素 | | 検討結果 | 選定理由及び除外理由 | |
|-----------------------|---------------------------|------------------------------------|---|---|---|
| 工 事 の 実 施 | 低周波音 | 低周波音 | × | 本事業で用いられる工法において低周波音の発生要因となり得る発破作業等の予定がないこと、また、使用される重機や車両は一般的な仕様のものであり、低周波音が発生する可能性は低いことから、項目から除外した。 | |
| | | 悪臭 | 特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等 | × | 本事業において、工事中に悪臭を発生させる物質の使用や排出はないことから、項目から除外した。 |
| | 水質 (地下水の水質を除く) | 環境基準項目 | 水素イオン濃度 | × | 本事業で用いられる工法において、水質に影響を及ぼすような排水は生じないと考えられることから、項目から除外した。 |
| | | | 水の汚れ(生物化学的酸素要求量等) | × | |
| | | | 溶存酸素 | × | |
| | | | 全窒素、全磷 | × | |
| | | | 健康項目 | × | |
| | | 排水基準項目 | × | | |
| | | 要監視項目 | × | | |
| | | 水質基準項目 | × | | |
| | | 水道水質基準監視項目、快適水質項目 | × | | |
| | | 有害物質等 | × | | |
| | 濁り(浮遊物質) | | ○ | 工事の実施により、降雨時には濁水の流出による公共用水域の水の濁りが想定されるため、影響評価項目として選定した。 | |
| | 水底の底質 | 塩分(塩化物イオン)、水温、透視度(透明度)、色、濁度、電気伝導度等 | × | 本事業で用いられる工法において、水質に影響を及ぼすような排水は生じないと考えられることから、項目から除外した。 | |
| | | 環境基準項目 | × | 本事業では、水底の底質を汚染する物質の排出や水域への土砂の投入は計画されておらず、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 | |
| | | 排水基準項目 | × | | |
| | | 要監視項目 | × | | |
| | | 水底土砂の判定基準 | × | | |
| | 硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等 | × | | | |
| | 地下水の水質及び水位 | 環境基準項目 | × | 本事業で用いられる工法において、地下水質に影響を及ぼすような物質の使用は計画されておらず、水質に影響を及ぼすような排水は生じないと考えられること、また、工事に伴う揚水等は予定されておらず、切盛量も比較的軽微であることから、地下水質及び地下水位に対して重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 | |
| 排水基準項目 | | × | | | |
| 要監視項目 | | × | | | |
| 水質基準項目 | | × | | | |
| 水道水質基準監視項目、快適水質項目 | | × | | | |
| 有害物質等 | | × | | | |
| 地形及び地質 | 地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性 | × | 切土・盛土図及び造成断面図のとおり、本事業における切盛量は軽微であり、大規模な法面の計画もなく、加えて「改訂 宅地開発等事業に関する技術マニュアル 平成30年度版」(三重県)を満たす施工とすることから、地形及び地質、土地の安定性への影響はほとんどないものと考えられるため、項目から除外した。 | | |
| | 地盤 | 地盤沈下量 | × | 本事業では、地盤沈下の主な原因となる地下水の揚水は行わないことから、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 | |
| 土壌 | 環境基準項目(土壌汚染対策法特定有害物質) | × | 準対象事業実施区域の地域特性から、汚染土壌が存在する可能性はないと考えられ、また、造成工事に伴う外部からの土壌の搬入の予定が無いことから、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 | | |
| | 大気汚染防止法規制対象物質・指定物質 | × | | | |

表 4.1.3-1(3) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

| 影響要因 | 環境要素 | | 検討結果 | 選定理由及び除外理由 | |
|-----------------------|---|-----------------|---|------------|---|
| 工 事 の 実 施 | <ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働 ・資材の運搬 ・樹木の伐採・処理 ・土地の造成 ・工作物の建設 ・既存工作物の改修・撤去 ・廃棄物の発生・処理等 | 日照障害 | 日影時間及び日影範囲 | × | 本事業では、周囲に日照障害を発生させるような大規模または高層な工作物の建設はないため、項目から除外した。 |
| | | 電波障害 | 電波の受信の状況 | × | 本事業では、周囲に電波障害を発生させるような大規模または高層な工作物の建設はないため、項目から除外した。 |
| | | 陸生動物 | 動物相、重要な種及び注目すべき生息地 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中の重機等の稼働、資材運搬車両の走行、樹木の伐採・処理並びに土地の造成により、陸生動物及びその生息環境への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 陸生植物 | 植物相、植生、重要な種及び群落 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中の樹木の伐採・処理及び土地の造成により、陸生植物及びその生育環境への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 水生生物 | 動物相、植物相、重要な種、注目すべき生息地及び重要な群落 | ○ | 事業特性および地域特性から、工事中の土地の造成により、周辺のため池や公共用水域における水生生物及びその生息・生育環境への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 生態系 | 地域を特徴付ける生態系 | ○ | 上記の動植物への影響から、地域を特徴付ける生態系への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | × | 工事車両の主な通行ルートには、主要な人と自然との触れ合い活動の場は周囲に存在しないため、項目から除外した。 |
| | | 歴史的文化的な遺産 | 史跡、名勝、天然記念物及びこれらに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所 | × | 事業特性および地域特性から、歴史的文化的な遺産等が直接的に改変されるおそれはないため、項目から除外した。 |
| | | 景観 | 主要な眺望点、景観資源および主要な眺望景観 | × | 事業特性および地域特性から、準対象事業実施区域周辺に主要な眺望点は存在しない。また、準対象事業実施区域は既にゴルフ場として一度改変された区域である。よって、準対象事業実施区域の周囲に存在する樹林は維持され、周辺道路からの眺望状況に変化はないと考えられる。以上のことから、重大な影響が生じないと考えられるため、項目から除外した。 |
| | | 廃棄物等 | 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物 | ○ | 工事に伴う樹木の伐採や、既設工作物の撤去等によって伐採樹木やアスファルトガラ等の発生が想定されることから、項目として選定した。 |
| | | 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | ○ | 工事中に使用される重機等の稼働及び資材運搬車両による温室効果ガス及び樹木伐採による温室効果ガス吸収量の減少について環境影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | | オゾン層保護法規制対象物質 | × | 本事業では、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の使用や排出はなく、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 |
| | | 放射線の量 | 放射性物質濃度、空間線量率等 | × | 事業特性および地域特性から、放射性物質が相当程度拡散又は流出する恐れはなく、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 |

表 4.1.3-1(4) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

| 影響要因 | | 環境要素 | | 検討結果 | 選定理由及び除外理由 | |
|-------------------|--|-------------|----------------------------|-----------------------------------|------------|---|
| 施設 の 供 用 | <ul style="list-style-type: none"> ・造成地の存在 ・工作物の供用 ・稼働 ・廃棄物の発生 ・処理 ・緑化 | 大 気 質 | 環 境 基 準 項 目 | 二酸化いおう | × | 施設の供用時に発生する関係車両等の燃料中に含まれる硫黄分については、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度(平成7年環境庁告示第64号)」に基づき規制が図られている。このことから、それら車両の走行に伴う硫酸化物の影響は小さいため、項目から除外した。 |
| | | | | 二酸化窒素 | × | 施設の供用時に発生する関係車両としては、パート従業員等の車両が挙げられるが、パート従業員は当該地域からの通勤であること、また、本施設はトレーニング施設であり、一般者が来場する競馬場とも異なることから、他の地域からの大幅な関係車両の増加はないと考えられるため、項目から除外した。 |
| | | | | 浮遊粒子状物質 | × | 同上 |
| | | | | 微小粒子状物質 (PM2.5) | × | 微小粒子状物質については、現状では知見が少なく環境影響の不明な部分が多く、予測評価の手法についても一般的な手法が確立されていないため、項目から除外した。 |
| | | | | 一酸化炭素 | × | 施設の供用時に左記に該当する有害物質を発生させ、かつ、周辺環境への影響を想定させるような施設は設置しないことから項目から除外した。 |
| | | | | 光化学オキシダント | × | |
| | | | | ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン | × | |
| | | | | | | ダイオキシン類 |
| | | | | 大気汚染防止法に基づく規制対象物質及び指定物質(有害物質等) | × | |
| | | | | 粉じん等 | × | 施設の供用時は、造成裸地のまま放置せず、緑化等の対策を適切に行うため、粉じんの発生は極めて少ないと考えられることから、項目から除外した。 |
| | | | 騒音 | 騒音 | × | 施設の供用時に発生する関係車両としては、パート従業員等の車両が挙げられるが、その発生台数は当該施設までの主要ルートである一般国道306号の現行交通量に与える時間帯別交通量への影響は小さいものと考えられる。また、トレーニング中の馬が舗装路を走ることはないため、走行音もほとんどなく、鳴くこともほとんどない。さらに、本施設はトレーニング施設であり、一般者が来場する競馬場とも異なるため、放送施設等も設置しない。以上のことから項目から除外した。 |
| | | | 振動 | 振動 | × | 同上 |
| | | | 低周波音 | 低周波音 | × | 施設の供用時には、低周波音の影響が想定される施設がないため、項目から除外した。 |
| | | | 悪臭 | 特定悪臭物質、臭気指数、臭気強度等 | ○ | 施設の供用時には、馬糞等からの悪臭の発生が想定されるため、項目として選定した。 |

表 4.1.3-1(5) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

| 影響要因 | | 環境要素 | | 検討結果 | 選定理由及び除外理由 | |
|--------------------|---------------------------------------|------------------------------------|--|--|--|--|
| 施設 の 供 用 | 水質 (地下水の水質を除く) | 環境基準項目 | 水素イオン濃度 | × | 施設の供用時には、関係者の生活排水や厩舎からの排水は合併浄化槽により適正に処理され排出される計画である。しかしながら、糞尿による影響は不確実な部分があるため、下流河川への影響（BOD、全窒素及び全磷）を踏まえ、項目として選定した。 なお、有害項目等、それ以外の項目については、当該物質の持ち込み及び使用する施設を設置しないため、項目から除外した。 | |
| | | | 水の汚れ（生物化学的酸素要求量等） | ○ | | |
| | | | 溶存酸素 | × | | |
| | | | 全窒素、全磷 | ○ | | |
| | | | 健康項目 | × | | |
| | | 排水基準項目 | × | | | |
| | | 要監視項目 | × | | | |
| | | 水質基準項目 | × | | | |
| | | 水道水質基準監視項目、快適水質項目 | × | | | |
| | | 有害物質等 | × | | | |
| | | 濁り（浮遊物質） | × | | | |
| | | 塩分（塩化物イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度等 | ○ | 直線馬場や周回馬場は、ウッドチップ舗装を計画していることから、下流河川への影響（色相）を踏まえ、色のみ項目として選定し、その他は項目から除外した。 | | |
| | | 水底の底質 | 環境基準項目 | × | | 施設の供用時に排出される排水は、合併浄化槽により処理される放流水のみで、有害物質を含まない計画であるため、項目から除外した。 |
| | | | 排水基準項目 | × | | |
| | 要監視項目 | | × | | | |
| | 水底土砂の判定基準 | | × | | | |
| | 硫化物、強熱減量、酸化還元電位、含水率、粒度組成等 | | × | | | |
| | 地下水の水質及び水位 | 環境基準項目 | × | 施設の供用時に排出される排水のうち、人の活動による排水や厩舎からの排水は、合併浄化槽により適正に処理され下流河川へ放流する計画である。 以上のことから、施設からの排水が地下に浸透し、地下水に影響を及ぼす可能性は小さいものと考え、項目から除外した。 | | |
| | | 排水基準項目 | × | | | |
| | | 要監視項目 | × | | | |
| | | 水質基準項目 | × | | | |
| | | 水道水質基準監視項目、快適水質項目 | × | | | |
| | | 有害物質等 | × | | | |
| | 塩分（塩化物イオン）、水温、透視度（透明度）、色、濁度、電気伝導度、水位等 | × | | | | |
| | 地形及び地質 | 地形及び地質、重要な地形及び地質、土地の安定性 | × | 施設の供用において、地形及び地質、土地の安定性等に影響を与えるような大規模な工作物の設置および行為は実施しないため、項目から除外した。 | | |
| | 地盤 | 地盤沈下量 | × | 施設の供用時には地盤沈下の主な原因となる地下水の大規模な揚水は行わず、また、事業実施区域内には軟弱な粘性土の存在は想定されないため、項目から除外した。 | | |
| | 土壌 | 環境基準項目（土壌汚染対策法特定有害物質） | × | 施設の供用において、準対象事業実施区域及びその周辺の土壌環境へ影響が想定されるような行為及び物質の排出はないため、項目から除外した。 | | |
| 大気汚染防止法規制対象物質・指定物質 | | × | | | | |
| 日照障害 | 日影時間及び日影範囲 | × | 施設の供用において、事業実施区域周辺に日照障害を発生させるような大規模または高層な工作物の設置はないため、項目から除外した。 | | | |
| 電波障害 | 電波の受信の状況 | × | 施設の供用において、事業実施区域周辺に電波障害を発生させるような行為は行わないため、項目から除外した。 | | | |

表 4.1.3-1(6) 簡易的環境影響評価項目の選定理由及び除外理由

| 影響要因 | | 環境要素 | | 検討結果 | 選定理由及び除外理由 |
|-------------------|--|-----------------|--|------|---|
| 施設 の 供 用 | <ul style="list-style-type: none"> ・造成地の存在 ・工作物の供用 ・稼働 ・廃棄物の発生 ・処理 ・緑化 | 陸生動物 | 動物相、重要な種及び注目すべき生息地 | ○ | 施設の供用において、工作物の供用・稼働により陸生動物の生息環境への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 陸生植物 | 植物相、植生、重要な種及び群落 | ○ | 施設の供用において、工作物の供用・稼働により陸生植物の生育環境への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 水生生物 | 動物相、植物相、重要な種、注目すべき生息地及び重要な群落 | ○ | 施設の供用において、工作物の供用・稼働により水生生物への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 生態系 | 地域を特徴付ける生態系 | ○ | 上記の動植物への影響から、地域を特徴付ける生態系への影響が想定されるため、項目として選定した。 |
| | | 人と自然との触れ合いの活動の場 | 主要な人と自然との触れ合いの活動の場 | × | 主要な人と自然との触れ合い活動の場は周囲に存在しないため、項目から除外した。 |
| | | 歴史的文化的な遺産 | 史跡、名勝、天然記念物及びこれらに準ずるもの並びに埋蔵文化財包蔵地及び可能性のある場所 | × | 事業特性および地域特性から、準対象事業実施区域内に歴史的文化的な遺産等が存在しないため、項目から除外した。 |
| | | 景観 | 主要な眺望点、景観資源および主要な眺望景観 | × | 事業特性および地域特性から、準対象事業実施区域周辺に主要な眺望点は存在しない。また、準対象事業実施区域は既にゴルフ場として一度改変された区域である。よって、準対象事業実施区域の周囲に存在する樹林は維持され、周辺道路からの眺望状況に変化はないと考えられる。以上のことから、重大な影響が生じないと考えられるため、項目から除外した。 |
| | | 廃棄物等 | 一般廃棄物、産業廃棄物及び建設工事等に伴う副産物 | ○ | 施設の供用により、発生する廃棄物については、競走馬の糞尿を含んだ敷藁、競走馬の治療に用いる注射器等があることから、項目として選定した。 |
| | | 温室効果ガス等 | 温室効果ガス | × | 施設の供用において、温室効果ガスを発生させる行為はないため、項目から除外した。 |
| | | | オゾン層保護法規制対象物質 | × | 施設の供用においては、オゾン層保護法に基づく規制対象物質の発生はないため、項目から除外した。 |
| 放射線の量 | 放射性物質濃度、空間線量率等 | × | 事業特性および地域特性から、放射性物質が相当程度拡散又は流出する恐れはなく、重大な影響は生じないと考えられるため、項目から除外した。 | | |

4.2 簡易的環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

4.2.1 大気質

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.1-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.1-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査項目 | 調査手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|--|----------|--|--|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 環境基本法の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度の状況 (SPM、NO₂) | ・大気汚染の状況 | <既存資料等の収集・整理> ・「環境白書」(平成 26～30 年度、三重県) | <調査地域> 準対象事業実施区域及びその周囲 <調査地点> ・大気汚染の状況 最寄りの一般局 (鈴鹿算所測定局、亀山みなみ保育園) | 平成 26～30 年度 (5 年間) |
| | ・気象の状況 | <既存資料等の収集・整理> ・「過去の気象データ」(気象庁ホームページ、閲覧：令和 2 年 7 月) | ・気象の状況 最寄りの気象観測所 (亀山地域気象観測所) | 令和元年度 |
| | ・交通量の状況 | <既存資料等の収集・整理> ・平成 27 年度全国道路街路交通情勢調査一般交通量調査集計 (国土交通省 道路局企画課 道路経済調査室) | ・交通量の状況 準対象事業実施区域周辺の地点 | 平成 27 年度 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.1-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において大気質に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている大気拡散モデルによる理論計算または事例の引用もしくは解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.1-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 | |
|-------|--------|--|-----------------|---------------------|--------------------|
| 工事の実施 | ・重機の稼働 | ・環境基本法の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度への影響 (SPM、NO ₂ 、降下ばいじん) | 大気拡散モデルによる理論計算 | 準対象事業実施区域に近傍の住居 | 工事の実施による影響が最大となる時期 |
| | ・資材の運搬 | ・環境基本法の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度への影響 (SPM、NO ₂) | 排出量の増加率による定性的予測 | 準対象事業実施区域近傍の主要ルート沿道 | |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価手法は表 4.2.1-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、調査及び予測の結果と環境基準または目標との間に整合性が図られているかどうかを検討するとともに、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.1-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|---|--|
| ・環境基本法の大気汚染に係る環境基準が設定されている項目の濃度への影響 (SPM、NO ₂) | 「大気汚染に係る環境基準」と予測結果との間に整合性が図られているか、また、大気汚染物質に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか評価する。 |

4.2.2 悪臭

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.2-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.2-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査項目 | 調査手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|---------|--------------------|--|---|--|
| ・悪臭 | ・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数 | 〈既存資料等の収集・整理〉 ・「(仮称) 信楽ホースパーク建設に係る環境影響評価書」(平成20年7月) ・「ノーザンファームしがらき建設事業に係る環境影響評価事後調査報告書(供用期間中)」平成27年2月) | 〈調査地域〉 ・類似事例における準対象事業実施区域及びその周辺 〈調査地点〉 ・類似事例における準対象事業実施区域の敷地境界 | 平成19年10月 平成23年12月から平成26年8月までの計6回の調査結果 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は、表 4.2.2-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において悪臭に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている事例の引用を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.2-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|-------------------------|--------------------|---|----------------|-----------------|
| 施設の供用 ・工作物の供用 ・稼働 | ・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数 | 施設供用時の発生源対策や漏洩防止対策を講じた後の発生状況を踏まえ、類似事例を参考とした定性的な予測 | 準対象事業実施区域の敷地境界 | 施設の稼働が定常状態となった時 |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.2-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、調査及び予測の結果と環境基準または目標との間に整合が図られているかどうかを検討するとともに、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.2-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|----------------------|---|
| ・ 特定悪臭物質濃度 ・ 臭気指数 | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.3 騒音

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.3-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.3-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査項目 | 調査手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|---------|----------|---|---------------------------|----------|
| ・環境騒音 | ・一般環境騒音 | <既存資料等の収集・整理> ・「令和元年版環境白書」(令和元年、三重県) | <調査地域> 準対象事業実施区域及びその周囲 | 平成 30 年度 |
| ・道路交通騒音 | ・道路交通騒音 | | | 平成 27 年度 |
| | ・交通量の状況等 | <既存資料等の収集・整理> ・平成 27 年度全国道路街路交通情勢調査一般交通量調査集計(国土交通省 道路局企画課 道路経済調査室) | | |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.3-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において騒音に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている音の伝搬理論に基づく予測式による理論計算または事例の引用もしくは解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.3-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|-------|--------|--------------------------|---------------------|--------------------|
| 工事の実施 | ・重機の稼働 | 日本音響学会提案式等の伝搬理論を用いた予測の手法 | 準対象事業実施区域の敷地境界 | 工事の実施による影響が最大となる時期 |
| | ・資材の運搬 | 既存資料に基づく交通量を踏まえた定性的な予測 | 準対象事業実施区域近傍の主要ルート沿道 | |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.3-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、調査及び予測の結果と環境基準または目標との間に整合が図られているかどうかを検討するとともに、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.3-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|------------------|--|
| ・環境騒音 ・道路交通騒音 | 「騒音に係る環境基準」と予測結果との間に整合性が図られているか、また、騒音に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか評価する。 |

4.2.4 振動

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.4-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている現地調査及び文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.4-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査項目 | 調査手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|---------|----------|---|---------------------------|----------|
| ・環境振動 | ・一般環境振動 | <既存資料等の収集・整理> ・「令和元年版環境白書」(令和元年、三重県) | <調査地域> 準対象事業実施区域及びその周囲 | 平成 30 年度 |
| ・道路交通振動 | ・道路交通振動 | | | 平成 27 年度 |
| | ・交通量の状況等 | <既存資料等の収集・整理> ・平成 27 年度全国道路街路交通情勢調査一般交通量調査集計(国土交通省 道路局企画課 道路経済調査室) | | |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.4-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において振動に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている振動レベルの 80 パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた理論計算または事例の引用もしくは解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.4-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|-------|--------|--------------------------|---------------------|--------------------|
| 工事の実施 | ・重機の稼働 | 日本音響学会提案式等の伝搬理論を用いた予測の手法 | 準対象事業実施区域の敷地境界 | 工事の実施による影響が最大となる時期 |
| | ・資材の運搬 | 既存資料に基づく交通量を踏まえた定性的な予測 | 準対象事業実施区域近傍の主要ルート沿道 | |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.4-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、調査及び予測の結果と環境基準または目標との間に整合が図られているかどうかを検討するとともに、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.4-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|------------------|--|
| ・環境振動 ・道路交通振動 | 「振動に係る規制基準」と予測結果との間に整合性が図られているか、また、振動に関する影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討し、環境の保全についての配慮が適正になされているか評価する。 |

4.2.5 水質

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.5-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている文献その他の資料による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.5-1 調査の手法

| 調査項目 | 調査手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|---|---|----------------------------|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・浮遊物質量 (SS) ・流量 ・生活環境項目等 ・色相 | <既存資料等の収集・整理> ・河川調査結果 (鈴鹿市ホームページ: 閲覧、令和2年7月) ・都市計画道路 鈴鹿亀山道路 環境影響評価準備書 (三重県) | 準対象事業実施区域の排水が流入すると想定される八島川 | 平成 26～30 年度 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.5-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水質に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.5-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|---------------------|-----------------|-----------|----------------------------|--------------------|
| 工事の実施 ・土地の造成 | ・浮遊物質量 (SS) | 事例の引用又は解析 | 準対象事業実施区域の排水が流入すると想定される八島川 | 工事の実施による影響が最大となる時期 |
| 施設の供用 ・工作物の供用・稼働 | ・BOD、全窒素、全リン、色相 | | | 施設の稼働が定常状態となった時 |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.5-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.5-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|------------------------------------|---|
| ・浮遊物質量 (SS) ・BOD、全窒素、全リン ・色相 | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.6 陸生動物

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.6-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.6-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|---|--|-----------------|------------------|
| 重要な種の分布及び生息の状況並びに注目すべき生息地の分布の状況（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類） | <p><既存資料等の収集・整理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生物多様性情報システム(第2回自然環境保全基礎調査 動物分布調査)」～「生物多様性情報システム(第6回自然環境保全基礎調査 動物分布調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧：令和2年7月) ・「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成27年) ・「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」(鈴鹿市環境部環境政策課、平成20年) ・「鈴峰ゴルフ倶楽部9ホール増設計画に係る環境影響調査報告書」(鈴峰企業株式会社、昭和61年) | 準対象事業実施区域及びその周囲 | 各既存資料における調査時期・期間 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.6-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生動物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.6-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|---|--|--------------------------------|--|--------------------------|
| 工事の実施 ・重機の稼働 ・樹木の伐採・処理 ・土地の造成 | 重要な種及び注目すべき生息地への影響（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類） | 分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析 | 準対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲※ （※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」(平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会編)による) | 工事の実施による生息環境への影響が最大となる時期 |
| 施設の供用 ・造成地の存在 ・工作物の供用 ・稼働 ・緑化 | | | | 施設の稼働が定常状態となった時 |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.6-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.6-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|--|---|
| 重要な種及び注目すべき生息地への影響（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類） | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.7 陸生植物

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.7-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.7-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|-----------------------------------|--|-----------------|------------------|
| 重要な種及び群落の分布及び生育の状況(種子植物、シダ植物及び蕨類) | <既存資料等の収集・整理> ・「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成 27 年) ・「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」(鈴鹿市環境部環境政策課、平成 20 年) ・「鈴峰ゴルフ倶楽部 9 ホール増設計画に係る環境影響調査報告書」(鈴峰企業株式会社、昭和 61 年) | 準対象事業実施区域及びその周囲 | 各既存資料における調査時期・期間 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.7-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において陸生植物に係る特別な条件などが無いことから、技術指針に示されている分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.7-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|-------------------------|-----------------------------|--------------------------------|---|--------------------------|
| 工事の実施 ・土地の造成 | 重要な種及び群落への影響(種子植物、シダ植物及び蕨類) | 分布または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析 | 準対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲※ (※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔I〕〔II〕」(平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編)による) | 工事の実施による生育環境への影響が最大となる時期 |
| 施設の供用 ・造成地の存在 ・緑化 | | | | 施設の稼働が定常状態となった時 |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.7-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.7-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|------------------------------|---|
| 重要な種及び群落への影響（種子植物、シダ植物及び蘚苔類） | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.8 水生生物

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.8-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.8-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|--|--|-----------------|------------------|
| 重要な種及び注目すべき生息地についての分布及び生息の状況(水生動物(魚類及び底生動物)) | <既存資料等の収集・整理> ・「生物多様性情報システム(第4回自然環境保全基礎調査 動植物分布調査)」～「生物多様性情報システム(第5回自然環境保全基礎調査 生物多様性調査)」(環境省生物多様性センターホームページ、閲覧:令和2年7月) ・「三重県レッドデータブック 2015～三重県の絶滅のおそれのある野生生物～」(三重県、平成27年) ・「鈴鹿市の自然－鈴鹿市自然環境調査報告書－」(鈴鹿市環境部環境政策課、平成20年) ・「鈴峰ゴルフ倶楽部9ホール増設計画に係る環境影響調査報告書」(鈴峰企業株式会社、昭和61年) | 準対象事業実施区域及びその周囲 | 各既存資料における調査時期・期間 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.8-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において水生生物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.8-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|---------------------|--------------------------------|--------------------------------|---|--------------------------|
| 工事の実施 ・土地の造成 | 重要な種及び注目すべき生息地(水生動物(魚類及び底生動物)) | 分布または生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析 | 準対象事業実施区域及びその周囲約200mの範囲※ (※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔I〕〔II〕」(平成11年11月、面整備事業環境影響評価研究会編)による) | 工事の実施による生息環境への影響が最大となる時期 |
| 施設の供用 ・工作物の供用・稼働 | | | | 施設の稼働が定常状態となった時 |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.8-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.8-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|-------------------------------------|---|
| 重要な種及び注目すべき生息地 (水生動物 (魚類及び底生動物)) | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.9 生態系

(1) 調査の手法及びその選定理由

調査の手法は表 4.2.9-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている既存資料等の収集・整理を調査の基本的な手法とした。

表 4.2.9-1 調査の手法

| 調査すべき情報 | 調査の基本的な手法 | 調査地域・調査地点 | 調査期間等 |
|--|---|-----------------|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 生態系の種類、構造、分布状況及び遷移状況 重要な生態系の分布とそれを構成する複数の注目種等の生態、他の動植物との関係または生息・生育環境の状況 | <既存資料等の収集・整理> ・陸生動物、陸生植物及び水生生物に係る既存資料調査結果の整理及び解析 | 準対象事業実施区域及びその周囲 | 各既存資料における調査時期・期間 |

(2) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.9-2 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において生態系に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている注目種等についての食物連鎖上の位置、分布、生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.9-2 予測の手法

| 影響要因 | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 | |
|-----------------------|----------------------------|---------------------------------|--|--|------------------------------|
| 工 事 の 実 施 | ・重機の稼働 ・資材の運搬 ・土地の造成 | 地域を特徴づける生態系への影響（上位性、典型性、特殊性注目種） | 生態系の構造を明らかにしたうえで、その中の注目種等について、食物連鎖上の位置、分布、生息環境または生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析 | 準対象事業実施区域及びその周囲約 200m の範囲※ （※「面整備事業環境影響評価技術マニュアル〔Ⅰ〕〔Ⅱ〕」（平成 11 年 11 月、面整備事業環境影響評価研究会編）による） | 工事の実施による生息環境への影響が最大となる時期 |
| 施 設 の 供 用 | | | | | ・造成地の存在 ・工作物の供用・稼働 ・緑化 |

(3) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.9-3 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.9-3 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|--|---|
| 重要な種及び注目すべき生息地への影響（哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類及び陸産貝類） | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.10 廃棄物

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.10-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において廃棄物に係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている廃棄物等の種類ごとの発生の状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握、事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.10-1 予測の手法

| 影響要因 | | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|-------|---|-------------|---|-----------|-----------------|
| 工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の伐採・処理 ・工作物の建設 ・既存工作物の改修・撤去 ・廃棄物の発生・処理等 | 廃棄物の発生・処理状況 | 廃棄物等の種類ごとの発生の状況、再利用の状況及び処理処分の状況の把握、事例の引用または解析 | 準対象事業実施区域 | 工事期間中 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の発生・処理 | | | | 施設の稼働が定常状態となった時 |

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.10-2 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.10-2 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|-------------|---|
| 廃棄物の発生・処理状況 | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |

4.2.11 温室効果ガス

(1) 予測の手法及びその選定理由

予測の手法は表 4.2.11-1 に示すとおりである。

事業特性及び地域特性において温室効果ガスに係る特別な条件などがないことから、技術指針に示されている温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出の状況の把握、事例の引用または解析を予測の基本的な手法とした。

表 4.2.11-1 予測の手法

| 影響要因 | | 予測項目 | 予測の基本的な手法 | 予測地域・予測地点 | 予測対象時期等 |
|-------|---|---------------------|------------------------------------|-----------|---------|
| 工事の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ・重機の稼働 ・資材の運搬 ・樹木の伐採・処理 | 温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出状況 | 温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出の状況の把握、事例の引用または解析 | 準対象事業実施区域 | 工事期間中 |

(2) 評価の手法及びその選定理由

評価の手法は表 4.2.11-2 に示すとおりである。

技術指針に示されている留意事項を踏まえ、準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価の手法とした。

表 4.2.11-2 評価の手法

| 評価項目 | 評価手法 |
|---------------------|---|
| 温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出状況 | 準対象事業の実施による環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 |